

議案第 67 号

財産を無償で貸し付けること（湖山池漕艇場のリギング場及び駐車場の用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南五丁目 7 2 7 番ほか 6 筆	1,000 平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町 1 1 6 番地

鳥 取 市

3 貸付期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4 理 由

ボート競技の振興を図るため、県が整備した湖山艇庫に隣接して鳥取市が整備したリギング場（競技者の体格に合わせて艇を調整する場所）及び駐車場の用に供する土地

を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。